

2016年
施行!

女性活躍推進法&若者雇用促進法 制度説明会

～今般成立した各制度の概要とポイントを解説～

2015年の通常国会に於いて、「女性活躍推進法」と「若者雇用促進法」がそれぞれ成立し、2016年にかけて順次施行されることとなりました。特に「女性活躍推進法」は、301人以上の労働者を雇用する事業主に対し、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③女性活躍に関する情報公表、などを2016年の4月までに実施することが義務化されました。「若者雇用促進法」は、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や、職業能力の開発・向上に関する措置などを総合的に行なえるよう、勤労青少年福祉法、職業安定法、職業能力開発促進法などの一部が改正され、2016年の10月1日から順次施行されます。そこで今回は、両制度の概要とポイントについて詳しく解説をいただきます。

日時	平成28年1月19日(火) 14:30～16:30 (受付開始 14:00～)	場所	産業貿易センタービル7階 720号室 (定員90名) 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル 7F
講師	1. 神奈川労働局 雇用均等室 室長 池田 真澄 氏 2. 神奈川労働局 職業安定部 職業安定課 監察官 霧生 美代治 氏	参加費	協会会員 : ￥3,000- 非会員 : ￥5,000- ※テキスト代・消費税込み 以下の研究会員の方(登録者のみ)は、 1,000円割引をさせていただきます。 ①労働法研究会員 ②労使関係研究会員 ③人事制度研究会員 ④教育研究会員
講義内容	(予定概要)		

- 「女性活躍推進法」の概要とポイント解説
◇女性の活躍状況の把握・課題分析、行動計画策定・届出、情報公表、女性活躍推進企業認定、ほか
- 「若者雇用促進法」の概要とポイント解説
◇事業主などが青少年の募集や採用にあたって講じるべき措置、事業主が青少年の職場への定着促進のために講じるべき措置、優良な中小企業の認定制度の創設、ほか
- その他、質疑応答

- 【申込方法】 下記枠内にご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。
【定員】 90名。定員になり次第締め切らせていただきます。
【注意事項】 締め切り後のキャンセルはキャンセル料(全額)を申し受けますので予めご了承下さい。

会場案内 JR、市営地下鉄関内駅下車、徒歩15分
みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口下車、徒歩5分



(一社)神奈川県経営者協会 〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F
TEL 045-671-7060, FAX 045-671-7087 担当: 深澤 <http://www.kana-keikyo.jp>

申込FAX送信先: 045-671-7087

平成 年 月 日

労働関係講座

×切: 1月15日(金) 「女性活躍推進法」& 「若者雇用促進法」制度説明会 参加申込書

会社名		事業所		該当研究会名もしくはいずれかに○印
住所		TEL		()研究会員・会員・非会員
〒		FAX		
申込者氏名	申込者所属役職	申込者E-mail		
参加者氏名	参加者ふりがな	参加者所属	参加者役職	
上記の通り 名参加。参加費合計 円は イ)銀行振込、ロ)郵便振替、ハ)当日持参 いたします。				

【お振込先】 銀行振込(横浜銀行本店当座0003333)、郵便振替(00210-7-2389)